平成２６年（フ）第２３９号
埼玉県越谷市大字南荻島204番地６　みゆき荘102、旧住所埼玉県川口市大字藤兵衛新田200番地の35
破産者　乾　　亮二
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３０３号
埼玉県八潮市大字古新田1044番地　シャーメゾン・エノモトⅠ―201
破産者　柴野　　仁
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３６８号
東京都豊島区池袋２―77―10　Ｇａｒｄｅｎ　Ｓｑｕａｒｅ101、住民票上の住所京都市西京区牛ケ瀬林ノ本町23番地　ハイツ桂泉301号
破産者　砂川　玄任
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６５２号
京都市南区久世上久世町592番地　ベルメゾンアルヴェ406、破産手続開始決定時の住所京都市南区久世高田町257番地の139
破産者　小西　宏之
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
兵庫県姫路市飯田２丁目30番地202号
破産者　中島真奈美
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２１４号
兵庫県加古川市加古川町溝之口418番地の４
破産者　藤野　　勇
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３号
福岡市南区寺塚２丁目７番20―413号
破産者　岡翔・一岡信之こと　一岡　信幸
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３６５号
福岡市早良区干隈３丁目11番14号
破産者　中村　泰三
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６号
山形県鶴岡市西新斎町２番13号、前住所山形県鶴岡市湯温海甲233番地
破産者　佐々木　諭
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第４６号
群馬県伊勢崎市東小保方町3483番地１　Ｋハイツ202
破産者　濱口　雅弘
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４７号
埼玉県行田市大字堤根1298番地１
破産者　濱口　善弘
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第９４号
群馬県前橋市鶴光路町262番地１
破産者　井田　俊司
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１１６号
群馬県高崎市上中居町1158番地３　マンション中居102号
破産者　小林　利典
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２３３６号
横浜市港南区大久保３丁目33番29号
破産者　田崎　　等
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３３７号
横浜市港南区大久保３丁目33番29号
破産者　田崎キミ子
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４２号
横浜市緑区中山町1002番地１　ランドシティ横濱中山203号
破産者　笹渡ひろみ
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２５号
金沢市額新町２丁目78番地１　市営住宅22棟303号、従前の住所金沢市弥生１丁目７番１号
破産者　石坂太喜治
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第６６号
長野市篠ノ井東福寺1311番地３　犀南団地Ｂ―137
破産者　石橋　一憲
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１号
和歌山県西牟婁郡白浜町3247番地の15、住民票上の住所和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2727番地の13
破産者　下岡　高幸
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部